

熊本市男女共同参画型再就職支援事業

ITスキルアップ・テレワークで働きたい女性のためのリスタート就職セミナー



熊本市は、新型コロナウイルス感染症の拡大による失業や収入減などの影響を受け、コロナ禍に左右されない再就職を目指す女性を対象に、2022年9月29日(木)～翌年1月19日(木)、再就職支援セミナーを開催。20人が参加しました。

- 受講者の声**
- 今まで経験した事がない業種の方々とお話ができ、不安を払拭する事ができました！
 - 通常の合同説明会や求人などでは知り得ない、出会えない企業ばかりで驚きました！
 - インターンシップ制度があることで相互理解できるので、誤解も生まれず納得して働けると思いました。WEBリクルートよりも断然満足度がありました。

コロナ禍でも自分らしく働く！オンラインでITスキルアップ

今年度のセミナーではWordやExcelなど基本操作だけでなく、テレワークでのコミュニケーションやチャットワーク、ZOOMといったツールの使い方などITスキルの基礎40項目がしっかりと学習できるコンテンツを提供。コミュニケーション力アップやキャリアアップの描き方もフォローし、最終日には、IT人材を求める企業やテレワークを行う企業11社と受講生とのマッチング交流会を実施しました。

受講生はオンラインによる学習フォローを在宅で受けることで、さらにITスキルをブラッシュアップ。交流会で興味を持った企業にインターンシップとして参加しました。その後は個別キャリアカウンセリングを受けながら、再就職に向けて確実な一歩を踏み出しています。

性的マイノリティへの理解促進に向けた講演会

「知って欲しい性の多様性～誰もが、自分らしく～」

熊本市は1月30日(月)、市民が性的マイノリティへの理解を深めるための講演会を熊本市男女共同参画センターはあもにい多目的ホールで開催しました。



講師(右から)こうぞうさん/ゆうたさん

こうぞうさん/熊本市在住の会社員。2000年頃、周囲に同性愛者であることをカミングアウト。県内教育機関などで講話活動を行う。「くまにじ」メンバー。「結婚の自由をすべての人に」訴訟熊本原告
ゆうたさん/こうぞうさんのパートナー。熊本発の文芸誌「アルテリ」にエッセイを寄稿している。「結婚の自由をすべての人に」訴訟熊本原告

一人ひとりが違うからこそ身近な存在に寄り添って

LGBT当事者は10人に1人いるといわれていますが、カミングアウトをしていない人も多くいます。カミングアウトは本人が決めることで、親など近しい存在に伝える場合は特に葛藤が大きくなるものです。カミングアウトされたときの対応に明確な正解はありませんが、「たった一つの言葉が人を深く傷つけることもあれば、生かすこともある」というゆうたさん。自分が打ち明けられたときは、まず本人の気持ちをよく聞き、「誰かに伝えていいのか(伝えていいか)」「秘密の守り方」「困りごとはないか」などを確認することが大切、と伝えました。

困りごとへの配慮も、本人の性自認(自分がどの性別かの認識)や性的指向(恋愛感情や性的関心の対象がどの性別に向いているか)により異なります。一人ひとりが違うからこそ決めつけず「私は何が出来る?」と寄り添って考えてほしいとも。

また、ゆうたさんは「当事者が身近にしていることを前提に、世の中で『普通』と言われるものの根拠は何か、ときに立ち止まって考えてみてほしい。誰しも、『偏見や差別はいけない』と分かっているけど、受け入れられないことはある。そんなときは、なぜ自分がそう思うのか、原因を深掘りしてみることも大事。それが多様性を受け入れることにつながる」と語りました。

熊本市・男女共同参画課 DV防止セミナー

『“殴る蹴る”だけがDVではありません～DV法改正を考える～』

身体的暴力だけではない、見えにくい・気付きにくいDV(ドメスティック・バイオレンス)被害。DV法改正を考えるDV防止セミナーを、熊本市公式YouTubeで動画配信しました(視聴期間:2022年9月1日～2023年3月31日まで)



講師 **遠藤 智子さん**(一社)社会的包摂サポートセンター事務局長
1989年より日本フェミニストカウンセリング研究会(現:NPO法人日本フェミニストカウンセリング学会)に参加。全国運営委員。99年よりDV被害者支援のネットワーク全国女性シェルターネットに参加し、2003年より事務局長としてDV法の改正に取り組む。11年より現職。主な編著書『女性たちが変えたDV法』(新水社)他多数

DV被害と気付きにくい目に見えない暴力

配偶者や恋人などから振るわれる暴力を指す「DV」。暴力は身体的なものだけでなく、精神的、経済的、性的、社会的なものも含み(図1)、それらで相手を支配・コントロールしようとする行為を指します。親密な関係の中におけるDVは性別を問わず発生しますが、圧倒的に女性の被害が多いのが現状です。新型コロナウイルス感染症のまん延に伴い、内閣府が全国対象に電話やSNSで24時間相談できる「DV相談プラス」を新たに設置。相談窓口を拡充しました。相談内容で最も多かったのが、ひどい言葉で罵倒する、車から突然降ろす、無視するといった「精神的暴力」でした(総数の62.6%)。しつけなど

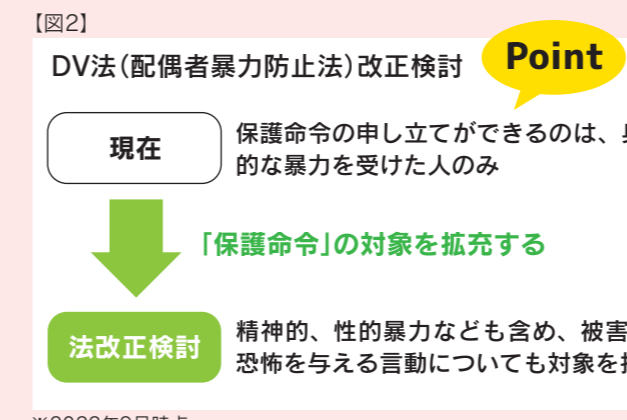
DV法改正に注目

2021年8月から、配偶者暴力防止法見直し検討ワーキンググループ

精神的暴力を受けている被害者の多くは、子育て中の場合「家事も育児もうまくできない私が悪い」などの思い込みで自分を責めたり、また、周囲から「夫婦なんだから少しくらい辛抱しないと」と言われ、我慢を強いられています。遠藤さんは加害者の意識の深いところにある「男尊女卑」や、被害者の自責の念、周囲の人たちに刷り込まれている性的役割分担意識などが原因に挙がると指摘。無意識の思い込みにより、暴力が軽く捉えられがちになると考えられています。



と正当化し相手の心を傷つける精神的暴力は、身体的暴力と同様に被害者の健康面や生活面などに、あらゆる負の影響を及ぼすことが相談内容から分かっています。しかし、「目に見えない暴力は当事者も周りもDVだと気付きにくい」と講師の遠藤智子さんは語ります。



女性が対する暴力、差別を排除し、安心して生活できる社会こそが、持続可能な社会の前提です。DV法改正に注目し、DV被害がなくなるよう考え、声をあげていきましょう。

プロが充足し、DV法(配偶者暴力防止法)改正の方向を検討しています。現在、保護命令の申し立てができるのは、身体的な暴力を受けた人のみです(図2)。精神的な脅迫や性的暴力を受けている被害者に対象を広げる他、通報や保護命令のあり方、加害者更生プログラムの実施、DV対応と児童虐待の連携、被害者が逃げずに安全を確保できる選択肢などが検討されています。

※2022年9月時点